

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福岡県北九州市	1	再生電力・CO2排出削減量の取引プラットフォーム②【P2PによるCO2排出削減量の地産地消取引】	IoT機器により、太陽光発電の自家消費電力量「CO2排出削減量」をプログラム型を活用して効率的に証書化し、取引プラットフォームでP2P（相対）取引を実施。	市内企業へのESG投資の促進やRE100サブプライムへの対応が可能となる。 市内の各主体の進捗に応じた脱炭素の取組みを活性化させる。	<クレジット制度> 2年以内に稼働もしくは指定設備（出力制御対応機能付きパワーコンディショナ、蓄電池、電気自動車、貯湯槽付きヒートポンプ）を追加した太陽光発電のみを証書化の対象とする。 <グリーン電力証書制度> 計量法に適合した電力計測値のみを対象とする。	<クレジット制度> 実施規程2.2、方法論EN-R-002太陽光発電設備の導入 <グリーン電力証書制度> グリーン電力証書標準解説書	<クレジット制度> 設置から2年超の太陽光発電も、正常に発電及び電力量が計測されているものは、証書化の対象とする。 <グリーン電力証書制度> パワーコンディショナの計測値利用も可能とする。	経済産業省	<グリーン電力証書制度> 令和2年6月に電気事業法が改正され、分散型リソースの活用促進に向けた環境整備のため、電気計量制度の合理化を図る特定計量制度が措置された（令和4年4月1日施行）。本制度を利用して計量を行う場合、計量法に基づく検定を受ける必要等はなくなるが、電気事業法に基づく基準に従って計量を行うこと及び国への届出が必要となる。 グリーン電力証書制度は民間の自主的取組であるが、制度運営主体の一般財団法人日本品質保証機構（JQA）に対し、本改正に関する情報提供を行うとともに、改正法施行後、特定計量制度に基づくパワーコンディショナの計量値を利用可能とするかについての検討を促したところ。			
福岡県北九州市	2	スマートごみ収集	産業廃棄物引渡し時に義務付けられているマニフェスト交付において、電子マニフェスト現場支援機能）を使用する際は、排出事業者と収集運搬事業者の現場立会いが基本となっている。 「IoTごみ収集車」と「産業廃棄物情報管理システム」を連携し、産業廃棄物及び収集運搬情報を自動で取得することで、現場立会いを省略し、電子マニフェスト登録を自動化する。 また、自動取得した情報は、データ連携基盤上で見える化し、資源循環型まちづくりを促進する。	・産業廃棄物の運搬・処理に関する信頼性の更なる向上。 ・引渡し時の現場立会の省略及び排出事業者の確認・登録の簡略化により、業務効率化。 ・地区の産業廃棄物発生量やリサイクル率の見える化により、資源循環型都市づくりを加速。	・産業廃棄物処理委託する場合、排出事業者は引渡し時にマニフェストを交付しなければならない。 ・電子マニフェスト登録の場合、排出事業者と運搬業者が現場立会いし、運搬事業者の電子端末上で示された事前入力マニフェスト（仮登録）情報を「排出事業者が確認し、登録」することが基本。	・廃棄物処理法第12条の3 ・JWNET_HIP/現場登録支援機能操作マニュアル	運搬事業者の「IoTごみ収集車」と「産業廃棄物情報管理システム」を連携させ、引取り時に、同システムから排出事業者の端末へ「アラーム通知→承認」を行うことで、現場立会いを必要としない。また、電子マニフェストの機能上、現場立会いなどにより現場で操作できなかった場合には、後から排出事業者が自分の事務所端末などで操作することが可能であるため、現場立会いを必要とし、提案者の記載に事実誤認がある。	環境省	廃掃法において立会いを求めている。また、電子マニフェストの機能上、現場立会いなどにより現場で操作できなかった場合には、後から排出事業者が自分の事務所端末などで操作することが可能であるため、現場立会いを必要とし、提案者の記載に事実誤認がある。	環境省	・J-クレジット制度（本制度）は、「追加性」のある二酸化炭素排出削減の取組に対して削減価値をクレジットとして認証する制度であり、太陽光発電などの再生可能エネルギーによって発電された電力であることを証明するための証書を発行する制度ではない。 ・「追加性」とは、本制度がない場合に排出削減・吸収活動が実施されないことであり、すでに設置されている太陽光発電設備については、「追加性」が認められないため、本制度ではクレジット化をすることができない。 ・なお、2年前以前に設置された太陽光発電設備についても、追加的な設備投資をすることでプロジェクト登録が可能となっている。	
福岡県北九州市	3	東田スマートミュージアム	東田エリアに集積するミュージアム群を、多種多様な通信技術を活用したスマート化（AR・VR表示、Wi-Fi強化、トイレの混雑状況等の見える化、各種センサーによる混雑状況等センシング実証）。	施設の魅力及び利便性向上により、集客率向上とエリア全体の活性化を図る。	高速PLCの使用は、一般送配電網における家庭に付随する分電盤に接続された電力線のみに限られている。	電波法施行規則第44条第2項第2号	一般送配電網以外（自営送配電網）における家庭に付随する分電盤に接続された電力線においても利用可能とする。	総務省	電力線搬送通信設備については、電力線は、もともと高周波電流を流すことを想定していないため、電波が漏れ易く、航空・海上通信に係る重要な無線設備をはじめ、他の無線設備に混信・障害を与える可能性があるため、屋内利用及び屋外利用ともに技術的条件を付して利用可能としており、当該技術的条件は、情報通信審議会における審議を経て、定めているものとなります。 御提案は、現在の技術的条件における利用とは異なるため、電力線搬送通信設備からの漏れ電波が無線局に妨害を与えないための技術的条件を検討が必要であると考えます。	総務省	分電盤以後で型式指定の高速PLCを利用する場合、分電盤より上流側の送配電線を「一般送配電事業者以外」が所有している場合であっても、周辺の放射電磁界に特段の影響はないと考えられるが、技術的条件の検討が必要と考える理由をご教示ください。	
福岡県北九州市	4	ダイバーシティ実現スマートタウン①【視覚障害者歩行支援システム】	<メガネ（スマートグラス）及び白杖による支援> ・スマートグラスから取得した周辺画像を、歩行空間ネットワークデータ、位置情報等と併せてスマートフォンで分析。経路・障害物を音声で通知し、対話機能により歩行支援を実施。 ・スマートグラス搭載カメラとセンサーから危険を検知し、白杖の振動により通知することで歩行支援を実施。 <自律誘導型（盲導犬）ロボットによる支援> ロボットが周辺状況をセンシングしながら、障害物等を回避。スマートグラスとの併用により、自律走行で利用者を目的地まで誘導。	盲導犬ロボットの開発を推進し、視覚障害者の移動を支援することで、全ての人が活躍できる社会づくりを促進。	・自律誘導型ロボットの公道（歩道）実証実験には、都道府県警察による道路使用許可が必要となるが、ガイドライン等が整備されていないため、ロボットのスペックや現地の状況等に応じた個別協議を行っており、許可取得に時間を要する。 ・視覚障害者が道路を通行する際は、政令で定めるつえの携行又は政令で定める盲導犬を連れる必要がある。	・道路交通法第77条第1項第4号 ・道路交通法第14条第1項	・自律誘導型ロボットの公道（歩道）実証実験の許可基準を明確化し、許可取得の迅速化を可能とする。 ・盲導犬を代替する自律誘導型ロボットの携行でも可能とする。	警察庁	自律誘導型ロボットがどのようなものか定かたではありませんが、現在、様々なモビリティが開発されていると承知しており、その大きさや速度、構造、形態等が多岐に渡るため、一律に基準を設けることは困難です。一方、「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイト上で公表しており、同手順に沿って道路使用許可を受ければ、各種の自律走行するロボットについても公道走行が可能です。また、警察庁が窓口となって実証実験の方法等を事業者と調整し、都道府県警察本部・警察署に実証実験の進め方や方針を示すことにより、迅速化を図っています。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティに関する制度整備については、関係省庁と連携し、検討を行っているほか、令和3年6月に「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を警察庁ウェブサイト上で公表したところです。 また、道路交通法第14条第1項において、目が見えない者は政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならないと規定されており、ロボットによる代替は認められておらず、まずは、現在のロボットの技術水準を確認する必要があります。自律走行するロボットを監視・操作する者が存在することを前提として、道路使用許可を受ければ、当該技術水準を確認するために実証実験を行うことは可能です。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かたではない部分もあるため、具体的な実証実験の内容を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。	警察庁		
福岡県北九州市	5	ダイバーシティ実現スマートタウン②【福祉インテリジェントモビリティサービス】	施設内の3D地図を活用し、自己位置を管理しながら利用者を目的地まで自動運転により案内。 行き先は、利用者の体調及び嗜好に合わせて対話で相談し、将来的な5G導入により遠隔操作による移動支援を実現。	全ての人の自由な移動を可能にし、訪れやすく、生活しやすい環境を実現。	搭乗型自動運転モビリティの公道（歩道）実証実験には、都道府県警察による道路使用許可が必要となるが、ガイドライン等が整備されていないため、モビリティのスペックや現地の状況等に応じた個別協議を行っており、許可取得に時間を要する。	道路交通法第77条第1項第4号	搭乗型自動運転モビリティの公道（歩道）実証実験の許可基準を明確化し、許可取得の迅速化を可能とする。	警察庁	現在、様々なモビリティが開発されていると承知しており、その大きさや速度、構造、形態等が多岐に渡るため、一律に基準を設けることは困難ですが、「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイト上で公表しており、自律走行する搭乗型自動運転モビリティについても同手順に沿って道路使用許可を受ければ、公道走行することが可能です。また、警察庁が窓口となって実証実験の方法等を事業者と調整し、都道府県警察本部・警察署に実証実験の進め方や方針を示すことにより、迅速化を図っています。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティに関する制度整備については、関係省庁と連携し、検討を行っているほか、令和3年6月に「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を警察庁ウェブサイト上で公表したところです。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かたではない部分もあるため、具体的な実証実験の内容を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。	警察庁		

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福岡県北九州市	6	東田M a a S	観光・商業・文化施設が点在するエリアにおいて、新たなモビリティを導入しサービス機能の連携を図ることで、移動の利便性の向上を図り、来場者の周遊性を高める。	・既存の公共交通機関とも連携し、近隣地域を含めた高齢者等のスムーズな移動を支援 ・来訪者のエリア内外における移動を促進することで、地域経済の活性化に貢献	パーソナルモビリティの自律走行に係る公道（歩道）実証実験には、都道府県警察による道路使用許可が必要となるが、ガイドライン等が整備されていないため、モビリティのスペックや現地の状況等に応じた個別協議を行っており、許可取得に時間を要する。	道路交通法第77条第1項第4号	道路交通法第77条第1項第4号の規定に係る手続きを迅速化するため、パーソナルモビリティの自律走行に係る公道（歩道）実証実験の許可基準を明確化し、社会実装の促進を図る。	警察庁	現在、様々なモビリティが開発されていると承知しており、その大きさや速度、構造、形態等が多岐に渡るため、一律に基準を設けることは困難ですが、「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイトで公表しており、同手順に沿って道路使用許可を受ければ、自律走行するパーソナルモビリティについても公道走行が可能です。また、警察庁が窓口となって実証実験の方法等を事業者と調整し、都道府県警察本部・警察署に実証実験の進め方や方針を示すことにより、迅速化を図っています。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティに関する制度整備については、関係省庁と連携し、検討を行っているほか、令和3年6月に「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を警察庁ウェブサイトで公表したところです。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な実験の実施要領を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
福岡県北九州市	7	ドローン実証・実装フィールド【自律飛行型ドローン】	ドローン運航管理システムを活用する等により、自律飛行型ドローンの統制性を高めることで、まちなかの自律飛行型ドローンの高度利用を図る。	・物流の利便性向上 ・人手不足の解消や技術者の安全確保 ・観光分野の新たな取組によるエリアの賑わいづくり	人口集中地区においては、補助者なしでの第三者上空の自律・目視外飛行ができない。	・航空法第132条第1項第2号 ・航空法第132条の2第1項第6号	航空法第132条第1項第2号及び第132条の2第1項第6号の規制内容を緩和し、人口集中地区における補助者なしでの第三者上空の自律・目視外飛行を促進し、まちなかの自律飛行型ドローンの高度利用を図る。	国土交通省	【航空法について】 レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今般の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に詳細な基準等を検討した上で施行されます。			
福岡県北九州市	8	ロボット実証・実装フィールド【インフラ点検ロボット】	ロボットによる点検技術を確認し、メンテナンス体制の強化・効率化を図ることで、公共インフラの長寿命化を推進する。	高度経済成長期に整備された公共インフラの深刻な老朽化、点検技術者の不足、経験に偏った技術伝承等の課題解決を図る。	高速P L C 機器は、屋外において移動式発電機等と接続した電力線には使用不可（許可取得が必要）であるため、電力線・通信線の二重配線による過重がロボットの小型化及び調査範囲拡大の障害要因となるとともに、使用範囲等が限定された中で、製品の市場拡大についても阻害している。	電波法第100条第1項第1号	漏洩電磁波の発生リスクが低い電力線通信（平衡度の高い1対1の通信等）については、電波法第100条第1項第1号括弧書きの除外規定に含め、総務大臣の許可を不要とし、屋外の移動式発電機等と接続した電力線にも許可なく使用可能とすることで、ロボットによる点検技術の確立やメンテナンスの効率化等を図る。	総務省	電力線搬送通信設備について、電力線は、もともと高周波電流を流すことを想定していないため、電波が漏れ易く、航空・海上通信に係る重要な無線設備をはじめ、他の無線設備に混信・障害を与える可能性があるため、混信等の発生の事前防止及び発生した場合の迅速な措置等、電波管理上の観点から、同設備の設置にあたっては原則、総務大臣の許可を必要としております。 電波法第100条の除外規定に含めるとのことですが、既に電力線搬送通信設備の内、一定の技術基準を満たすものについては、型式指定の対象とすることで、電波法第100条の規定による個別設置許可を不要としているところです。ただし、この場合にも、御提案は、現行の技術的条件における利用とは異なるため、電力線搬送通信設備からの漏えい電波が無線局に妨害を与えないための技術的条件を検討が必要と考える。 <提案書中の「無人移動体画像伝送システム用電波帯（5.7GHz帯）を特定実験試験局で使用可能とする」の記載について> ・当該記載の詳細が不明であるが、実験試験局は、無線局のうち科学若しくは技術の発達のための実験又は電波の利用の効率性に関する試験等に用いるために開設される無線局であり、一般に実用化に至る前の段階で開設されるものであること、「無人移動体画像伝送システム」は5.7GHz帯を含め既に実用局として制度化済みであり、同システムを5.7GHz帯で特定実験試験局として開設する必要はないものと考えられる。	「電波法第100条の高速PLC許可」の除外規定に、分電盤より負荷側の地中、水中に設置される場合は屋内とみなすことが明確化された（告示第210号R3.6.）。また、本市が特区規制改革提案(R1.5)した「独立電源使用時の高速P L C 実験許可の迅速化」の協議において、総務省と「地下配管又は水中検査ロボットと独立電源間で高速P L C を利用する場合は、周辺の放射電磁界に特段の影響はない」と合意した。以上2点を踏まえると、地下配管又は水中検査ロボットを独立電源で使用する場合、周辺の放射電磁界に特段の影響はなく、法第100条の許可を不要とできると考えられるが、技術的条件が必要と考える理由をご教示ください。	電力線搬送通信設備については、電波が漏れやすいという特性から、同設備の設置に当たっては、電波法第100条に基づき、総務大臣の許可を必要とし、設置に当たり使用する電力線等については無線設備規則第59条により基準が定められています。同規則第59条のただし書きの規定に基づき、総務大臣が別に告示する実験用の電力線搬送通信設備については、同基準の適用が除外されますが、これについては、提出される実験計画書等を元に、個別の設置許可の審査が行われます。これまでの協議の対象は実験用の電力線搬送通信設備であり、これについては、配管内（地表・地中にあるものに限る）又は水中の電力線の利用を前提とし、更に使用場所と期間が限定された実験であることを考慮し、実験に使用する設備の使用や使用方法等を明確にした上で、事前措置（実験に関する周知、混信等発生時の連絡窓口等）、実験中の対応及び事後措置（混信発生時の迅速な対応等）を適切に講ずることにより、予備実験を不要にするなど、実験用設備の迅速な設置許可を可能にするものです。電力線搬送通信設備の内、情報通信審議会での検討・審議を経て、技術的条件について答申がなされたものについては、型式指定の対象とすることで、電波法第100条の規定による個別設置許可を不要としています。御提案は、現行の型式指定の広帯域PLC設備の使用方法とは異なるものであり、新しい型式指定として電波法第100条の許可を不要とする省令等の改正を行うためには、新たに情報通信審議会における技術的な検討が必要となります。 なお、北九州市において行われた実証実験の結果については、情報通信審議会における技術的な検討において、検討材料として活用されるものと考えます。	